

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条
第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

令和4年6月22日

神奈川県議会議長 しきだ 博昭 殿

神奈川県議会議員 北井 宏昭

様々な世代・年代の意見を取り入れるために考慮すべきことについて

前提

本提言は、過去から現在に至る、本県のすべての教育委員会委員および附属機関等の委員は適任者であって、けっして委員を否定するものではないことを、あらかじめ強調しておきます。

同時に、「温故知新」の精神は大事であり、実践すべき考えであることも強調しておきます。

教育委員会委員の構成について

教育に完成形は無く、日々年々変化します。その時々～その世代・年代の社会環境・諸条件によって、その都度最適化されていきます。

学習指導要領は、戦後間もなくの昭和22年に学習指導要領(試案)としてつくられて以来、およそ10年毎に改訂されております。その改訂内容は割愛しますが、戦後の復興～高度成長期～バブル崩壊～低成長時代等々、その時々々の時代背景に合わせて教育内容も、おおまかではありますが「生活単元学習～系統学習型カリキュラム～詰め込み教育～ゆとり教育～脱ゆとり教育」と、大きく変わっていきました。

当然のごとく、時代背景と社会環境と教育内容によってその世代毎・年代毎に価値観は構築され、世代間・年代間の差異＝考え方の違いは存在します。

教育委員会とは、都道府県及び市町村等に置かれる合議制の執行機関であり、生涯学習、教育、文化、スポーツ等の幅広い施策を展開。そして、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体の事務を執行します。

以下、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の、任命に関わる一部の抜粋です。

(任命)

第4条

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

第4条

5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。)である者が含まれるようにしなければならない。

以上ですが次に、本県の教育委員会委員を年代別に振り返ります(平成15年～約5年おき)。

平成15年～三十代以下;0名、四十代;1名、五十代;2名、六十代;3名、七十代以上;0名

平成20年～三十代以下;0名、四十代;1名、五十代;4名、六十代;0名、七十代以上;1名

平成25年～三十代以下;0名、四十代;0名、五十代;3名、六十代;3名、七十代以上;0名

平成30年～三十代以下;0名、四十代;0名、五十代;1名、六十代;4名、七十代以上;1名

令和4年～三十代以下;0名、四十代;0名、五十代;2名、六十代;4名、七十代以上;0名

以上のように、教育委員会委員は近年、五十代～六十代に集中しています。

参考までに、世代を分けた表現を引用してみました。

昭和一桁世代～焼け跡世代～戦後ベビーブーム世代＝団塊の世代～新人類／しらけ世代～バブル世代～団塊ジュニア＝氷河期世代／ロスジェネ世代～プレッシャー世代～ゆとり世代／さとり世代～ミレニアル世代と続き、今の経済社会の消費動向は、デジタルネイティブである「Z世代」が握っている、と言われて久しくあります。そして次は、アルファ世代だとされています。

このように、それぞれの世代・年代には、それぞれの時代背景を映し出す「特徴・特性」が明確に存在すると実感します。

本県の教育委員会委員については、それぞれが選任される基準を必要以上に満たしたスペシャリストであり、適任者です。そして、すべての委員が同じ価値観であるはずはなく、そこに多様な意見が飛び交うであろうと認識しています。

一方で、教育論は、議員や教育機関や行政に関わる者だけではなく、すべての人々が主観論として持っていると考えます。なぜならば、すべての人々が「自らが教育を受けてきた」という経験があるからです。

今後の教育行政における重要事項や基本方針を決定するにあたっては、これまで委員に選任されてきた世代はもとより、三十代・四十代の方々も議論に参加させ、幅広い世代の意見をしっかりと反映させていくべきだと考えます。

また、中等教育を終えて間もない大学生などを含む二十代の生々しい意見は、特に貴重であることから、二十代も議論に参加出来れば、さらに良いと考えます。しかし、これは法の「当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者」との定めで、教育委員会委員は30歳以上に限定されることから、今後、法改正により実現出来ればと願うところです。

そこで、知事に伺います。

- 教育委員会委員については、本県における年齢別人口などを勘案するなどして、一定の割合で、三十代・四十代の方々も選任すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

附属機関等の構成について

本県が設置する37の審議会・審査会・調査会・協議会・各種委員会等々の附属機関等について、年代別の構成を調査しました。重複して所属する場合もあるため延べ人数になりますが、全505名中、年代が判別出来たのは、おおよそ62.3%の315名。

その315名の年代別構成は以下の通りです。

二十代	=	1.9%	(6名)
三十代	=	3.1%	(10名)
四十代	=	14.2%	(45名)
五十代	=	33.0%	(104名)
六十代	=	36.5%	(115名)
七十代以上	=	11.1%	(35名)

ちなみに、二十代;6名の内、2名は重複しているため、実数は4名です。

この構成を見る限り、二十代・三十代は議論に参加させる必要無し、と言わんばかりです。

専門性の高い附属機関等の委員は、充て職になりやすい傾向にあるがゆえに、年代が集中してしまうことは理解します。しかし一方で、本県の将来に関する議論が行われる附属機関等に五十代・六十代が集中することが望ましいとは思えません。

テックジャイアント＝GAFAMの創業時、創業者の年齢は、25歳・25歳・21歳・19歳・31歳・19歳。成功した理由は、世の中を変えるためのアイデアを生み出したからです。

新しい技術を生み出してイノベーションを担うのは、近年では大学とスタートアップであり、スタートアップ企業の育成にも、大学との協働が求められています。経済産業省も大学発ベンチャーについて、「イノベーションの担い手」として高く期待される、としています。

明治政府設立に関与した多くの要人は40歳以下で、多岐におよぶ改革が進められました。

国難と言われる現代において神奈川県行政も、大きな変革・イノベーションが求められる今こそ、二十代・三十代の意見・発想も取り入れられる環境を整えるべきではないか、と考えます。

民主主義とは「人々が公的権力に参加出来ている状態」と定義されるのであれば、各世代からの代表が、そこに参加出来ていて然るべきです。

世代・年代を限定せず、各世代・各年代間を超えてパブリックコメントを募っているかもしれませんが、議論に参加出来ていることは根本的に違います。

国難を乗り越えるための変革・イノベーションには、すべての世代・年代が立ち会うべきです。ましてや、これからの日本を背負う若者たちが、そこに立ち会えないことがあってはなりません。

そこで知事に伺います。

- 附属機関等の委員については、本県における年齢別人口などを勘案するなどして、一定の割合で、二十代・三十代の方々も選任すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

以上

質 問 趣 意 書 提 出 書

選挙管理委員会書記長に文書による質問をしたいので、神奈川県議会
会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出し
ます。

令和4年6月22日

神奈川県議会議長 しきだ 博昭 殿

神奈川県議会議員 さとう 知一

1. 「当事者目線の障がい福祉」からみた選挙時の「記号式投票」方式の導入について

投票は選挙の当日、投票所で投票するのが原則ですが、例外として次のような投票方法を用いています。仕事、旅行などの事情により投票日に投票所へ行けない方や、病気、出産などで入院予定の方は、投票日前に行う「期日前投票」や「不在者投票」が可能となります。身体の障害やけがなどによって自分で文字を書くことのできない方は、係員が本人に代わって本人の申し出た候補者の氏名などを代筆する「代理投票」ができます。また、目の不自由な方には、点字器と点字投票用の投票用紙を用いた「点字投票」があります。あわせて本県においては、新型コロナウイルス感染症に係る「特例郵便等投票制度」も新たにつくられました。令和3年6月23日以後にその期日を公示又は告示される選挙から、新型コロナウイルス感染症で自宅・宿泊療養等されている方で、一定の要件に該当する方は、「特例郵便等投票」ができるようになりました。このように本県においても、県内有権者に対し、投票をしやすくする努力をしてきたことは、評価をするところであります。

有権者が投票用紙に直接記入する方式は「自書式」と呼ばれます。現在、多くの自治体が採用している方式ですが、記載誤りや書き損じなどにより毎回、一定の疑問票や無効票が出ています。

その問題点を補うことを目的にあらかじめ投票用紙に印刷された候補者名に丸印を付ける「記号式」を採用している地方自治体もあります。「文字を書きにくい障害者や高齢者、外国にルーツを持つ漢字記名の苦手な有権者も投票しやすい」「疑問票や無効票も減る」「集計のスピードが上がる」といった利点も指摘されています。

「当事者目線の障がい福祉」の視点から言えば、健常者とまったく同じ方式で、投票権を行使できることは、権利行使の満足度も高くなり、障害当事者等にとっては、より好ましい投票の在り方であると考えます。一方で、記号式は、候補者名を投票用紙に羅列することから、候補者が多い選挙などでは、障害者にとっても「逆に投票しにくくなる」こともあり得るとも言われています。地方選挙において「記号式」は、1962年と70年の公職選挙法改正で、自治体が条例化すれば可能となっています。

そこで、選挙管理委員会書記長に伺います。

「当事者目線の障がい福祉」の視点に立った場合、選挙時の「記号式投票」方式の導入についても前向きに取り組むべきと考えますが、所見を伺います。